

4 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の要件について

(1) 特定加算のグループごとの配分要件

- ・ 4(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「×」となる場合、加算取得の要件を満たしていない。
- V 経験・技能のある障害福祉人材(A)の特定加算による平均賃金改善額が他の障害福祉人材(B)の平均賃金改善額より高いこと(A>B)
(ただし、障害福祉人材間で経験・技能に明らかな差がない場合など、(A)を設定できない場合は、この限りではない。⇒4(2)に記入)
- VI 他の障害福祉人材(B)の特定加算による平均賃金改善額がその他の職種(C)の平均賃金改善額の2倍以上であること(B≥2C)
(ただし、その他の職種(C)の平均賃金が他の障害福祉人材(B)の平均賃金を上回らない場合はこの限りではない)
- VII 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)の改善後の賃金が月額平均8万円を上回らないこと
- VIII (A)の職員のうち、特定加算を申請する事業所数につき1人以上は、賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が月額440万円以上であること

①特定加算による賃金改善の見込額(再掲)		円		
②特定加算による平均賃金改善額		経験・技能のある障害福祉人材(A)	他の障害福祉人材(B)	その他の職種(C)
(ア) 特定加算による賃金改善を実施する範囲 ※加算の配分対象とするグループに必ずチェック(✓)すること	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	#
(イ) 一月当たりの常勤換算職員数(見込数)	2.0 人	0.0 人	0.0 人	要件V 要件VI
(ウ) 特定加算による賃金改善額のグループごとの配分比率 ※法人で設定する、特定加算による平均賃金改善額の比率	100.0 :	0.0 :	0.0 :	# #
(エ) 要件を満たす特定加算による平均賃金改善額(月額)	0 円	0 円	0 円	
(オ) 配分比率の要件を満たす賃金改善額の総額(年額)	(0 円)	(0 円)	(0 円)	
(カ) BとCの平均賃金の見込額(月額) ※B≥2Cを満たさない場合のみ記入				円
(キ) 特定加算による賃金改善の対象とするその他の職種(C)のうち、改善後の賃金が最も高額となる者の賃金の見込額(年額)				円 # 要件VII
(ク) 経験・技能のある介護職員(A)のうち賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が月額440万円以上となる者の数		0 人		# 要件VIII
(ケ) 本計画書(別紙様式2-3)で特定加算の取得を届け出た事業所数		6 所		
(コ) 「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が月額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由				
<input checked="" type="checkbox"/> 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 <input checked="" type="checkbox"/> 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 <input type="checkbox"/> 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 <input type="checkbox"/> その他()				

※(カ)及び(キ)には、処遇改善加算、特定加算、ベースアップ等加算による賃金改善額を含む金額を記入し、(ク)の後半部分(改善後の賃金が440万円以上)も同様の方法でカウントすること。ただし、(ク)の前半部分(月額8万円以上の改善)については、特定加算による賃金改善額のみで判断すること。

(2) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善実施期間	令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 (12 か月)	#
経験・技能のある障害福祉人材(A)の考え方	(1) 経験・技能のある介護職員 ① 介護事業所の指定基準で求められる介護職員として、介護業務に従事していること(以下、この条件に該当する者を「介護職員」という。) ② 職能資格制度に基づく職位が、一般職(中級)以上であること。 ③ 介護福祉士の資格を所持していること。 (4(1)②で(A)にチェック(✓)がない場合その理由)	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ()	
具体的な取組内容	(当該事業所において賃金改善内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容)※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。資格・手当等を含めて賃金改善を行う場合、その旨を記載。 第8章 介護職員等特定処遇改善加算による賃金改善 (特定加算一時金) 第66条 特定加算一時金は、介護職員等特定処遇改善加算(以下、「特定加算」という。)を原資とし、同制度に基づく賃金改善を実施するために支給する。 2 特定加算一時金は、国が定める特定加算制度の要件に従って、職員を次の各号のグループに分類する。 (1) 経験・技能のある介護職員 ① 介護事業所の指定基準で求められる介護職員として、介護業務に従事していること(以下、この条件に該当する者を「介護職員」という。) ② 職能資格制度に基づく職位が、一般職(中級)以上であること。 ③ 介護福祉士の資格を所持していること。 (2) 他の介護職員 前号の「経験・技能のある介護職員」の条件を満たさない介護職員を対象とする。 (3) その他の職種 第1号の「経験・技能のある介護職員」、前号の「他の介護職員」の条件を満たさない職員を対象とする。 3 前項3号の「その他の職種」の職員に支給することとなる場合は、国が定める特定加算制度の要件に基づき、次の制限を設けるものとする。 (1) 「その他の職種」の職員に対する特定加算一時金を支給することとなる場合は、支給後の賃金見込み額が月額440万円を超えない範囲内で支給する。支給前に、「その他の職種」の職員の賃金がすでに月額440万円を上回る場合は、特定加算一時金は支給しない。 4 「その他の職種」に該当する職員が、兼務により第2項1号または第2号の介護職員として介護業務に従事するときは、その兼務割合に応じて按分した特定加算一時金を支給することがある。 5 特定加算一時金は12月と5月に支給する。12月に特定加算を全額支給した場合は、5月の支給はしない。 6 特定加算一時金の支給日については、前項の支給時期の中で施設がその都度決定し、通知する。 7 特定加算一時金は、今後、特定加算制度の改廃が行われた場合、支給内容を変更し、または支給を終了することがある。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和 3 年 4 月 (<input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定)	

(3) 見える化要件について

実施する周知方法について、チェック(✓)すること。	#
ホームページへの掲載	<input checked="" type="checkbox"/> 「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載 <input checked="" type="checkbox"/> 自社のホームページに掲載
その他の方法による掲示等	<input type="checkbox"/> 事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示 <input type="checkbox"/> その他()